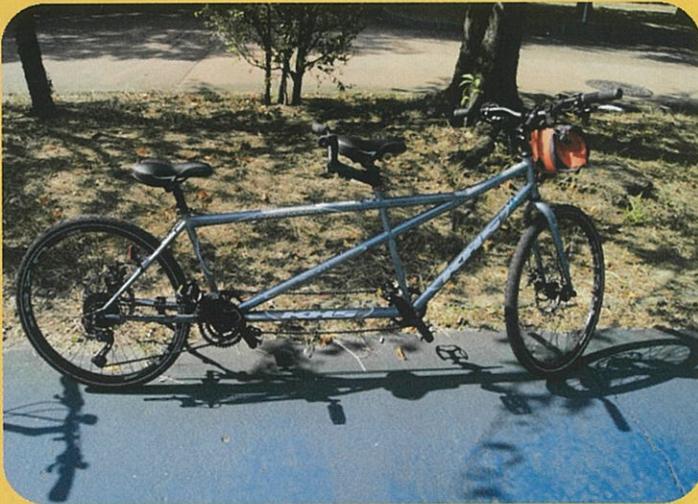


県内全ての道路で

タンDEM自転車での2人乗りが可能

奈良県道路交通法施行細則の一部が改正され、令和2年4月1日から奈良県内の全ての道路で、タンDEM自転車で2人乗り走行が出来るようになりました。

タンDEM自転車って？



2人乗り用としての構造が有り、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車をいいます。

タンDEM自転車の特徴って？

- ① 2人で一緒にサイクリングを楽しめます。
- ② 視覚障害者の方が、健常者の方と一緒にサイクリングを楽しめます。
- ③ 一般的な自転車と違って車体の長さが長いので、小回りが利きにくいです。
- ④ 2人で乗車するので、バランスを取るのが難しいです。
- ⑤ 2人でペダルをこぐので、速度が出やすいです。



どんなことに注意したらいいの？

- ① 走る前に練習をしましょう。
一般的な自転車とは運転感覚が異なります。安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。
- ② コミュニケーションをよく取りましょう。
発進・停止・曲がる時は、声を掛け合うようにしましょう。
息が合わなければバランスを崩します。
- ③ 運転者は運転に集中しましょう。後ろに乗る方は、運転者で前の状況がよく見えません。運転者は常に安全確認を行い、危険に対応できるようにスピードの出し過ぎに注意しましょう。
- ④ 安全対策をしましょう。
ヘルメット・手袋などを着用しましょう。



奈良県警察



交通規制上の注意

車両区分

タンデム自転車は軽車両の中の自転車です。

※ 普通自転車とは異なります。



普通自転車



タンデム自転車

一緒じゃないよ!



軽車両

自転車



タンデム自転車



ペロタクシー



側車付き自転車

普通自転車



軽快自転車（駆動補助付）
マウンテンバイク など



馬



馬車



そり



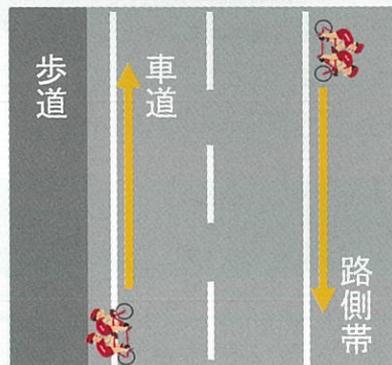
荷車



リアカー

通行場所

- ① タンデム自転車は車道の左側を走ります。歩道は**走れません**。
- ② 道路左側の路側帯は走れます。（歩行者専用路側帯は除く）
- ③ 歩道に「自転車及び歩行者専用」標識が設置されていても**走れません**。この「自転車」は「普通自転車」のことです。



※タンデム自転車はこの標識があっても歩道は走れません

「自転車を除く」の補助標識

「自転車を除く」の補助標識が設置されていても、タンデム自転車は対象ではないので**走れません**。
この「自転車」は「普通自転車」のことです。



自転車を除く



自転車を除く



自転車を除く

※ タンデム自転車は除外されません。

交差点の通行方法

タンデム自転車は交通信号機の設置されている交差点を進行する際は、車両用信号機に従って横断してください。



車両用信号機ね!

